

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

2022 年 5 月 19 日

グリー株式会社

2022年5月19日

会社法第782条第1項に定める事前備置書類
(吸収分割に関する事前備置書類)

東京都港区六本木六丁目11番1号
グリーン株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

グリーン株式会社(以下「グリーン」といいます。)及びグリーンエンターテインメント株式会社(以下「グリーンエンターテインメント」といいます。)は、2022年5月10日付吸収分割契約を締結し、グリーンを吸収分割会社、グリーンエンターテインメントを吸収分割承継会社として、グリーのFanbeats事業に関して有する権利義務を、2022年7月1日を効力発生日として、グリーンエンターテインメントに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項)

別紙1に記載のとおり。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号)

グリーンエンターテインメントは、グリーンに対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、グリーンはグリーンエンターテインメントの完全親会社でありグループ内再編であるため相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおり。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社について

グリーの 2021 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 135,373 百万円及び 18,669 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。本吸収分割によって、グリーがグリーエンターテインメントに承継させる予定の資産及び負債の見込額は、いずれも 0 円です。

なお、グリーの本吸収分割後の事業活動に関して、グリーが負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生やその可能性は、現在のところ予想されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日以後においても、グリーの債務の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

グリーエンターテインメントの2021年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ859,597千円及び919,639千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割によって、グリーエンターテインメントがグリーから承継する予定の資産及び負債の見込額は、いずれも0円です。また、本吸収分割の効力発生日までにグリーエンターテインメントの資産及び負債の状態に重大な変動を生じさせる事態は現在のところ予測されておりません。

そのため、本吸収分割の効力発生後のグリーエンターテインメントは、債務超過となる見込みです。

しかしながら、グリーエンターテインメントは、その債務の履行は確実にっており、債務不履行は生じていないことから、グリーエンターテインメントが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 上記1から7に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記1から7に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

吸収分割契約の内容
(次頁以下のとおり。)

吸収分割契約書

グリー株式会社（以下「甲」という。）及びグリーエンターテインメント株式会社（以下「乙」という。）は、甲のFanbeats事業（以下「**本事業**」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：グリー株式会社

住所：東京都港区六本木六丁目11番1号

（乙）吸収分割承継会社

商号：グリーエンターテインメント株式会社

住所：東京都港区六本木六丁目11番1号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、**別紙**「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務として**別紙**「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 乙は、第1項に基づき乙が甲から承継する債務として**別紙**「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して発効する株式及びその割当て）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等の交付を行わない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2022年7月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第7条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項に定める略式分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月10日

甲： 東京都港区六本木六丁目 11 番 1 号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中 良和

乙： 東京都港区六本木六丁目 11 番 1 号
グリーエンターテインメント株式会社
代表取締役社長 小竹 讃久

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、本効力発生日の前日の終了時（以下「**基準時**」という。）における次に定める甲の権利義務とする。

1. 承継資産
下記3.記載の承継契約に係る権利
2. 承継債務
下記3.記載の承継契約に係る債務
3. 承継契約
別添「承継契約」に掲げる契約における甲の契約上の地位及び当該契約に基づく甲の一切の権利義務
4. 承継する雇用契約
なし

承継契約

- (1) 「Fanbeats」の会員との契約（利用規約を含む。）
- (2) 「Fanbeats」のクリエイターとの契約（クリエイター利用規約を含む。）
- (3) 甲及びユミルリンク株式会社との間の「Cuenote ASP・SaaS サービス」の利用に関する契約

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
(次頁以下のとおり。)

第6期 計算書類

(自 令和2年7月 1日
至 令和3年6月 30日)

グリーエンターテインメント株式会社

1. 貸借対照表

(令和3年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	859,597	流動負債	269,639
現金及び預金	304,826	未払金	218,400
売掛金	470,239	未払費用	6,541
前払費用	180	未払法人税等	11,740
未収入金	50,866	預り金	4,456
未収消費税	8,283	賞与引当金	28,500
預け金	25,200		
		固定負債	650,000
固定資産	-	長期借入金	650,000
有形固定資産	-	負債合計	919,639
工具、器具及び備品	-	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	-	株主資本	△60,041
無形固定資産	-	資本金	310,000
ソフトウェア	-	利益剰余金	△370,041
		その他利益剰余金	△370,041
		繰越利益剰余金	△370,041
		純資産合計	△60,041
資産合計	859,597	負債純資産合計	859,597

2. 損益計算書

(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,417,313
売上原価		1,630,460
売上総利益		786,852
販売費及び一般管理費合計		542,961
営業利益		243,891
営業外収益		
受取利息	4	
為替差益	1,075	1,079
営業外費用		
支払利息	675	675
経常利益金額		244,294
特別利益		
その他特別利益	113	113
税引前当期純利益		244,408
法人税、住民税及び事業税		63,721
当期純利益金額		180,687

3. 株主資本等変動計算書

(自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	310,000	-	-	△550,729	△550,729	-	△240,729	△240,729
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	180,687	180,687	-	180,687	180,687
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本等以外の項目の当期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	180,687	180,687	-	180,687	180,687
当期末残高	310,000	-	-	△370,041	△370,041	-	△60,041	△60,041

4. 個別注記表

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済み株式の種類及び総数

普通株式 6,200株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません

(添付書類)

事業報告

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

会社の状況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度の売上高は2,417,313千円、経常利益244,294千円、当期純利益180,687千円となりました。

2. 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

3. 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

4. 本事業年度の財産及び損益の状況

区分		第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
売上高	(千円)	1,854,622	1,993,585	2,822,216	2,417,313
経常利益	(千円)	12,598	△212,678	298,183	244,294
当期純利益又は当期純 損失(△)	(千円)	△6,641	△755,835	210,768	180,687
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△2,767.18	△121,909.01	33,994.87	29,143.10
総資産	(千円)	322,253	612,739	815,654	859,597
純資産	(千円)	114,338	△451,497	△240,729	△60,041
1株当たり純資産	(円)	47,641.09	△72,822.13	△38,827.26	△9,684.15

5. 主要な事業内容

当事業年度における当社の主要な事業は、インターネットを利用した各種情報提供サービス業であります。

6. 株式の状況

(1)発行可能株式総数 24,000株

(2)発行済株式の総数 6,200株

(3)当事業年度末の株主数 1名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数	持ち分比率
グリー株式会社	6,200株	100%

以上

監査報告書

私、監査役は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、社内の重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- ① 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- ② 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 事業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 利益処分に関する議案は、法令及び定款に従い、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- ⑥ 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2021年9月17日

グリーエンターテインメント株式会社

監査役 白鳥貴裕